

参考資料1 [第1回部会 資料3]	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第2回） 平成18年6月16日
----------------------	---

## 化学物質・揮発性有機化合物対策の検討について(論点整理案)

大阪府における化学物質対策及び揮発性有機化合物対策のあり方について検討が必要な論点は以下のとおり。

### 化学物質対策のあり方

#### 1. 規制的手法と管理的手法について

現行条例の規制（有害物質規制）は、特にリスクの高い化学物質を対象に排出規制を行うことにより人への暴露を確実に防止しており、現行条例の規制を継続することが適当ではないか。

多様な用途で使用されている多種類の化学物質による環境リスクを低減するためには、個々の化学物質を対象とする規制的手法では限界があり、事業者による自主的な管理を促進することが効果的ではないか。

#### 2. 事業者による自主的管理の促進について

##### (1)自主的な管理を促進するための仕組みの基本

大気への排出抑制のみを対象としている現指針を廃止し、対象媒体の拡大に加え、事業者によるマネジメントシステムの構築をより一層促進するため新たな指針を作成することが必要ではないか。

適正管理を促進するために必要な事項について報告義務を課すことにより、環境リスクを低減させることが必要ではないか。

##### (2)管理の対象とする化学物質の種類及び排出量等の報告

物質の選定に当たっては、有害性の観点だけでなく暴露の観点も含めて、検討すべきではないか。

対象物質について、排出量等を把握し報告させるとともに、使用量、製造量その他の取扱量の報告義務を課すことにより、排出量等のデータの精度向上等を図ることが必要ではないか。

##### (3)管理目標の設定及び管理の状況に関する報告

事業者が最も費用効果の高い方法を検討したうえ、自主的に管理目標を設定するとともに、管理目標を達成するための実施計画と毎年の目標達成状況等について、報告させることが適当ではないか。

##### (4)自主的な管理の透明性・公平性を高める仕組み

事業者の取組を外部に分かりやすく伝えることと自主的取組を検証、評価する仕組みを作ることを検討すべきではないか。

化学物質取扱事業者に対して、リスクコミュニケーション推進のための努力義務を課すとともに、行政として支援策が必要ではないか。

事業者による検証、評価の一つ方法として、事業者による予測モデルの活用や敷地境界でのモニタリングの必要性について検討すべきではないか。

##### (5)危機管理の観点も含む自主的管理

事業者が緊急事態への対処計画を定めて、緊急事態の発生に備えた手順を確立しておくことが必要ではないか。

緊急時対処計画の報告義務を課すことにより、緊急事態の発生に備えた適切な対応を確実なものとする必要があるのではないか。

## 揮発性有機化合物対策のあり方

### 1. VOC排出量の削減の必要性について

現行条例による炭化水素規制などの対策により、府域のVOC排出量は減少し、非メタン炭化水素も低下しているものの、光化学スモッグの発生状況は長期的には横ばいであるため、VOC排出量を一層削減する必要があるのではないか。光化学スモッグは、原因物質の排出量や濃度に加えて広域的な移流・拡散や気象条件等が複雑に関係するため、排出削減の効果を定量的に示すことは困難と考えられるが、削減目標をどのように設定するのが適当か。

### 2. 今後のVOC削減対策の基本的な考え方について

大阪府では、条例に基づく炭化水素規制を基本としたVOC対策を進めてきたが、大気汚染防止法で法規制と事業者による自主的取組を組み合わせたVOC対策が導入されたことなどを踏まえると、中小企業が多いなどの府域の地域特性に配慮しながら、規制的手法と自主的取組を適切に組み合わせた排出抑制方策を検討する必要があるのではないか。

### 3. 効果的なVOC排出抑制方策のあり方について

#### (1)これまでの炭化水素規制を踏まえた対策について

現行の府条例の炭化水素規制は、法に先駆けて網羅的なVOC対策を実施し、一定の効果があつたと考えられるが、設備等の管理状況の確認や排出量等の把握が困難であるなどの課題もある。このため、これらの課題を改善した上で条例規制を継続することが適当ではないか。

要綱についても、現在も有意義なものについては、条例に規定することが必要ではないか。

#### (2)事業者による自主的取組の促進について

事業者による自主的取組を促進する方策については、化学物質対策として検討する「事業者による自主的管理の促進」の枠組みを活用し、二次生成物質の影響の観点から揮発性有機化合物に該当する物質(群)を管理対象物質に含めることが適当ではないか。

#### (3)大気汚染緊急時措置について

大気汚染防止法において、大気汚染緊急時措置の対象にVOC排出者が追加されたことから、光化学スモッグ発生時におけるVOC排出者に対する緊急時措置のあり方について、光化学オキシダントの生成メカニズムを踏まえて検討することが必要ではないか。